

## 第6回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成29年11月30日(木)午前10時開会  
午前11時9分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人  
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明  
武田慎一、藤井裕久  
菅沢裕明、澤谷 清  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正  
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

- (1) 議会基本条例試案について
- (2) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 おはようございます。

ただいまから議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

皆様方には大変お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入る前にお諮りいたします。

議事を公開することといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 異議がないようですので、議会基本条例制定検討会議設置要綱第6条ただし書きにより、本会議の傍聴を許可いたします。

なお、傍聴席については、一般傍聴席を15席、県政記者クラブ加

盟各社については、報道記者席を配置し、資料を配付するものとし、県政記者クラブ加盟各社には、傍聴席における録音、録画及び撮影を認めることを例としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

〔報道各社及び傍聴者入場〕

渡辺委員長 それでは、これより、本日の議題である議会基本条例試案の協議に入ります。

これまで、各会派、各委員の皆様には熱心に御協議をいただいたところであり、私のほうで、これまでの協議を踏まえ、これからの議論のたたき台とするため、試案として作成し、まとめたところがあります。

私の試案について、まず最初に事務局から説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） おはようございます。

それでは、委員長の指示に従いまして御説明をさせていただきます。

説明の前に配付資料の確認をさせていただきます。

第6回会議次第、配席図、議会基本条例の試案、それから、公開討論会を10月30日に行いましたので、その開催結果、それから議会基本条例制定検討会議の設置要綱でございますが、配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、以下、着座にて議会基本条例の試案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元に「富山県議会基本条例（試案）」というものがあります。お目通しをいただきながら御説明をさせていただきます。

今ほど委員長のほうから試案ということでお手元にありますのは、

これまで5回の議会基本条例の検討会議で、54項目の論点につきまして各委員に御審議をいただいております。その論点を踏まえて、委員長の責任において、きょうから、議論のたたき台として、試し案という形でお示しをしているものでございます。

また、この基本条例の試案の意味でございますが、あくまでも骨格を示すものということでございますので、議会基本条例の性格上、骨格を示すものということでの試し案でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、目次のところをごらんください。

今回、議会基本条例の試案につきましては、前文、第1章 総則(第1条・第2条)、第2章 議会の役割及び運営等(第3条 - 第6条)、第3章 議員(第7条 - 第10条)、第4章 議会の機能強化(第11条 - 第15条)、第5章 知事等との関係(第16条 - 第18条)、第6章 県民との関係(第19条 - 第21条)、第7章 議会事務局等(第22条)、第8章 補則(第23条・第24条)、そして附則という形の試案になっております。

この条文の構成の考え方と論点整理の考え方でございますが、これまで54項目の論点につきまして、開かれた議会を議会の機能強化と県民との関係に構成をしていること、行政のチェック機能の強化を議会の機能強化に構成をしていること、審議を深める事項を議会の機能強化に構成をしていること、政策提案型議会の事項を議会の機能強化と県民との関係、補則に構成をしていること、住民参加の事項を県民との関係に構成をしている試案でございます。

次に、前文でございます。

富山県議会は、明治16年に公選制の県会として開設されて以来、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民の多様な意思を県政に反映するため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、政策討論委員会の導入など議会改革にも積極的に取り組み、円滑な議会運営を図りながら、県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けた活動に真摯に

取り組んできた。

とりわけ、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革の進展を踏まえ、これまで、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、開かれた県議会、提言する県議会及び活動する県議会の下、議会活動に関し県民の理解を深めるための広報の充実、他の都道府県議会に先駆けた政策条例の制定、外部有識者による知見の活用、議員相互の討議の導入による審議の充実等、様々な面で議会の権能強化を図ってきた。全国的な人口減少が急激に進む中において、地方公共団体の持続的な発展を図るためには、自主性及び自立性を発揮した地方創生が喫緊の課題となっている。

こうした課題等に的確に対応するため、二元代表制の一翼を担う地方議会には、住民の意思の調整を図りつつ、地方公共団体の最終意思を決定する団体意思決定機能、地域課題の解決を図る政策の立案及び提言機能等を最大限に発揮することが求められている。このため、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要となっている。

ここに、本県議会は、自らの果たすべき役割及び責務を改めて自覚し、地方自治法の精神にのっとり、議会の基本理念を明らかにし、議会の運営原則、議員の責務、会派の権能等の議会に関する基本事項を定めるとともに、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定する、ということにしております。

これにつきましては、論点の中で、富山県議会が目指すもの、富山らしさの導入についてを盛り込んだものでございます。

特に本県の場合、平成12年から始めました政策討論委員会の導入というのが全国的にも高く評価をされておりますので、この文言を具体的に入れております。

次に、第1章 総則、目的、第1条でございます。

この条例は、富山県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明

らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、議員の責務及び活動原則、会派の機能、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係、議会と県民との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民が未来に希望を持ち、幸せを実感できる富山県の実現に寄与することを目的とする、というふうにしております。

これにつきましても、条例に議会の責務、会派の存在を位置づけております。会派、議員活動を活発化するためには権能の付与が不可欠であるということ、前文、目的、第1条に会派の機能ということをも明確に位置づけることによりまして、議会の機能強化を図る上で、会派の重要性というもので、具体的に会派の機能、役割等を規定する条文9条につなげております。

次に、基本理念でございます。第2条でございます。

議会は、二元代表制の下、県民の意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を十分に発揮し、及び県民の多様な意思を県政に反映させることにより、地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする、と規定してございます。

これも、論点の中での基本理念、特に憲法の第93条第1項の議事機関を明確に規定させていただいております。

議会は、議員個人として熟慮して、また議会全体として熟議する機関であると。県政の最終意思決定機関としての規定、議会基本条例の議会運営の基本的な規範性を具現しているものでございます。

第2章の議会の役割及び運営等でございます。議会の役割、第3条でございます。

議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 県民の代表者からなる議事機関として、県民の意思を決定すること。

(2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。

(3) 県政の課題に関し、政策を立案し、並びに知事等及び国等

に対し提言を行うこと。

(4) 意見書、決議により国等に対して意見の表明を行うこと。  
ということでございます。

特に第3号におきまして、県政の課題に関しまして、国等に対する提言を議会の役割として明記することによりまして、地方の発展のためには議会が国等に言うべきことを言う必要性を示す。具体的には、会派、委員会、議長の国等への提言、要請活動を想定しております。

議会の運営原則、第4条でございます。

議会は、公平かつ公正を原則とした県民にわかりやすい運営を行わなければならない。

2 議会は、その役割を踏まえ、審議等の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明性の確保並びに広報及び広聴の充実に努めなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言の機会を保障し、及び議員相互の討議等により活発な議論が行われるよう努めなければならない。

4 議会は、本会議における質問及び質疑に当たっては、県民に対し論点を明確に提示して分かりやすくするよう努める。

5 議会は、重要な議案、請願等について、審議等の徹底を期すため、必要に応じて公聴会の開催又は参考人からの意見聴取に努める。

6 委員会の運営について、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう努める、ということを規定しております。

特に第3項の議員相互の討議は、先ほど前文でも申し上げましたけれども、各委員のほうからも、議員間の相互の討議という重要性の論点ということで、本県が導入している政策討論委員会など具体的なものを想定しております。

また、第4項、質問、質疑についての県民のわかりやすさを目的

とすること、第5項の意見聴取、質疑というものの規定をすること、特に質疑というのは、議案等に対して議員が疑問点を問いただすこととございまして、一般質問は県政に対して行政側に現状の見通しを聞くと、一般質問はそういう整理をされておりますので、ここでは、質問と質疑という部分について明確に言葉を使い分けているわけとございます。

第6項は委員会運営についての規定ということ、それぞれの委員会の機能が十分発揮されるというふうなことを骨格として想定しているわけとございます。

次に、審議の機会の確保、第5条とございます。

議会は、十分な審議を尽くすため、定例会の回数及び会期並びに委員会について、十分な審議日程を確保できるよう努める、ということとございます。

これまでも十分な審議の機会の確保につきまして、各委員からさまざまな論点の御指摘がございましたので、十分な審議の機会の確保というもので骨格を規定しております。

次に、緊急事態等への対応とございます。第6条とございます。

議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応に努める、というふうな規定をしてとございます。

県民の生命、財産を脅かす自然災害、大事故、病気の蔓延、諸外国からのミサイル、そういった災害や緊急事態等の発生時に対応すべき基本的な対応ということでの規定とございます。

第3章 議員、議員の責務及び活動原則とございます。第7条とございます。

議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考えた議会活動その他の活動を通じて、県民の負託に応えるよう努める、というふうな規定をしてとございます。

2 議員は、県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する情

報収集及び調査研究、政策の立案及び提言等の活動により、その責務を果たすよう努める。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質向上に努める、というふうに規定してございます。

これまでも論点整理の中で、地方自治法に議員の位置づけとか議員の責務に関する一般的な規定がございませんので、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているかということ条例上、論点の中で御議論がありましたので、規定をしてございます。

県政一般の課題とこれに対する県民の意思を把握し、県政に反映させる。それぞれ議員が地域の代表ということでございますが、それぞれの議会活動のあり方として、こういう論点の整理の規定をしてございます。

また、資質向上の努力規定ということもあわせて論点の整理の中で御議論がございましたので、設けてございます。

政治倫理、第8条でございます。

議員は、県民の代表者としての責務及び職務を有することを深く自覚し、厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努める、ということで、議員に求められる政治倫理の確立をうたっております。

次に、会派、9条でございます。

議員は、議会活動その他の活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題について、調査・研修活動の実施及び会派に所属する議員の調査研究活動の支援に努める。

3 会派は、県政の課題について、政策を立案し、知事等及び国等に提言するよう努める、というふうに整理してございます。

これは、先ほど申し上げましたように、会派の機能を明確にするという部分でございまして、地方自治法上は政務活動費の交付対象



として地方自治法の100条の14項に会派が規定されておりますけれども、県レベルでしっかりと定義づけして、それぞれ政策を中心とした活発な議論につなげていきたいという趣旨でございます。

次に、議員定数等、第10条でございます。

議会は、議員の定数、選挙区等について、本県の自然条件及び社会条件等に配慮し、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、必要な見直しを行うものとする。ということでございます。

基本的な事項として、定数、選挙区のあり方、人口減少時代での地域の声をしっかりと反映させるために、自然条件、社会条件等を考慮した議会活動の確保ということで、論点整理の上、規定をさせていただいております。

第4章 議会の機能強化、第11条でございます。

議会は、県の意思を決定する機能、知事の事務の執行について監視及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める等により、不断の議会改革に取り組むものとする。議会の機能強化、不断の議会改革に取り組む基本的な姿勢、考え方を規定しているものでございます。

専門的知見の活用でございます。

第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう努める、というものでございます。

これも論点の中で上がっておりましたが、地方自治法の100条の2の趣旨に鑑みまして、利用の促進というための努力規定を置くという整理でございます。

検討組織の設置、第13条でございます。

議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題及び議会の運営に関して必要があると認めるときは、議員により構成される検討組織を設置し、審査、協議又は調整を行うよう努め

る、という規定でございます。

地方自治法の100条の12項の趣旨に鑑みまして、積極的に活用の促進の努力規定を置いていくという整理でございます。

次に、議会改革推進会議の設置でございます。第14条でございます。

議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会改革推進会議は、毎年、議会改革に関する行動計画を策定し、行動計画の進捗状況を県民に公表する、というものでございます。

議会改革の推進体制について会議を設置することによって、議会改革のための行動計画も策定し、県民に公表し進めていくということで、改革推進会議の設置については全会派の中で、論点の中でも皆様方から取り上げられたものでございましたので盛り込んでおります。

次に、交流及び連携の推進でございます。

第15条 議会は、その機能を強化し、及び議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学等と交流し、相互に連携を図るよう努める。というものでございます。

非常にグローバル社会の中で、広域政策への取り組み、それから各地方公共団体、議会が持っている共通課題に対する調査研究、国等の提言等も含めまして広域的に取り組むというもの。

それから、専門的な知見の活用を円滑に進める上でも、大学などの連携が必要。それから、次世代の主権者の意識醸成の観点で議会活動を通じて図られるよう、大学などとの交流も想定をして、論点の中で御議論があったものをこういうふうに整理させていただいております。

次に、第5章 知事等との関係でございます。知事等との関係につきまして、第16条でございます。

議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、執行機関である知事との機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点、争点を提起し、民主的な意思決定を行う機能の発揮に努める、ということでございます。

議会は、県民のさまざまな利益、そして意見を代表して、政策上の論点、そして争点を提起して世論形成をしていく中で、民主的な意思決定を行うという基本的な部分を論点整理の中で御議論がありましたので、こういう形で整理をさせていただいております。

知事による説明、第17条でございます。

知事は、予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策を定め、若しくは変更するときは、議会に対し、その内容を迅速かつ詳細に説明するよう努める。

2 議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等についての説明を求めるものとする、ということでございます。

議会が知事に資料提出等を求めることができる規定としましては、地方自治法の98条の1項の検閲、検査権、地方自治法の100条の調査権等がございますが、通常、予算、重要施策の審議、調査、書類検査に係る一般的な資料提供、説明要求に関する規定というのがございませんので、各委員の方からも御議論ございましたので、条例において骨格としてこういう規定を整理させていただいております。

第6章 県民との関係でございます。議会の説明責任、第18条でございます。

議会は、議決責任、政策の立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責任を有する。

議会意思の決定の結果とか形成過程等を説明する方法については、その都度、それぞれの会議がございますので、協議検討させていただくということになりますけども、基本的な議会の説明責任を負うということで、論点整理を踏まえて規定をさせていただいております。

会議等の公開でございます。

第19条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開するとともに、県民誰もが傍聴しやすく、会議資料が閲覧できる環境の整備に努める。

2 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議決の結果等の議会活動に関する情報公開の推進に努める、というふうにさせていただきます。

会議等の原則公開、それから議会の決定の結果とか形成過程、こういうものについての情報公開の推進という部分でございます。

あわせて、広報及び広聴の充実ということで、第20条 議会は、多様な広報媒体の活用により、議会活動が県民に周知されるよう積極的な広報に努めるとともに、県民の意思を把握するよう努める、ということでございます。

これまでも各委員の皆様方から、個々の会議の内容とかそういうものによって、当然、そういう方策を充実していかなきゃいけないとか、具体的なものは規則とか条例とかで、いわゆる議会基本条例は骨格をなすものでございますので、申し合わせとかで定めていかなきゃならないという御意見もございましたので、こういう形で骨格の部分を決めさせていただきます。

県民参加、第21条でございます。

議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意思を聴く機会を設ける、ということでございます。

2番に、議会は議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努める、ということで、県民参加の部分の骨格をなすものについて論点整理を踏まえて21条で決めさせていただきます。

第7章 議会事務局等でございます。議会事務局の機能強化等でございます。第22条は、議会は、議会活動を円滑に行うため、議会の事務局の機能を強化し、及びその組織体制を整備するよう努め

る。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会の図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努める。ということで、これは他県も含めまして、標準的に規定されている規定でございます。

第8章 補則でございます。他の条例等との関係でございますが、第23条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする、ということで、今後、議会に関するほかの条例もでございます。それから、規則、申し合わせ等のさまざまな規定が先例上、非常に複雑にございますので、この条例との整合性、そして基本条例の趣旨を尊重して、規定等の内容の整合性を図っていかねばならないという整理でございます。

条例の見直し、第24条でございます。

議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う、という規定でございます。

社会情勢の変化を踏まえて、必要があるときに見直しの規定を設けておくということでございます。

附則は、この条例は、公布の日から施行する。ということでございます。

以上、これまで皆様方が5回にわたりまして、また公開討論会での御議論も踏まえまして、さまざまな論点提起、そして御討議をいただきましたので、それについての議会基本条例としての骨格という部分について整理の上、委員長のほうでまとめさせていただき、試案としてお示しをした案でございます。

また、この条文に当たりましては、国会の法制の議事調査部門、総務省の自治行政局、全国都道府県議長会等との協議、他県の例として、現在31の道府県で条例ができておりますので、その関係の規定の仕方、考え方を十分考慮いたしまして、皆様方の論点を委員

長のほうで整理させていただいたうえで、本日このたたき台という形でスタートさせていただくためにお示し、御説明をさせていただきました。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございましたように、過去5回、54項目について、皆さん方にも大変な御議論をいただき、それら全てを包括的に網羅したものがこの試案でございます。

それでは、きょうは皆様方にはこの条例試案について、各会派の考え方を少しお聞きしていきたいと思っております。

それでは、最初に自民党さんからお願いをいたします。

鹿熊委員 きょうこの6回目の会議において、渡辺座長から条例の試案が示されました。試案が出たということは、この検討会における新しい段階に入ったなど、こんな感想を持ちました。

今、この全条文について簡潔な説明を受けたわけではありますが、私としては非常にじっくり飲み込めた感じをいたしております。これまでの5回の静かな環境での検討会議、活発な意見交換をし論点整理してきたことは有意義だったなどということ、条文が初めて示されてじっくり入ってきたということはそんなことでないかなと、感じたところでございます。

当然、会派に持ち帰って最終的判断はしなきゃなりません、今初めて示された現時点においては、基本的な事項、それは骨格という表現もありましたが、それを定める議会基本条例の内容としては私は適切ではないかなと、そんな思いであります。自民党議員会、我々会派がこれまで主張してきたことがほぼ盛り込まれているというふうに思います。

1点、反問権については、協議の過程においてはあってもいいのではないかなと、こんな意見も我々言っておりましたが、議会基本条例はあくまでも議会、議員の立場からのものを決める条例という

ことであれば、あえてここになくてもいいというふうに思います。

1点、非常に技術的なことで申しわけないんですが、目次のところの第5章 知事等との関係は16条と17条ですね。第6章 県民との関係は18条からということで、以上が自民党議員会としての意見でございます。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 基本条例というと、ここに示されておりますような骨格的な中身ということで一貫しておるように思います。その中で、開かれた議会、二限制のもとでのチェック機能、審議を深める、政策提言機能、さらには住民参加への配慮とか、基本的な観点が含まれているということで、全体的には評価できると思います。

特にこの中で、基本条例の制定に向けての背景は、政務活動費等の問題による議会の現状、問題が背景にあったというふうに思います。

そういう中での議会改革の一環なのでありますが、そういうことについての背景の記述があるんですが、そのことに関連で、特に私は、これは重視をし、試案についても評価できる点は、14条において議会改革推進会議というものを常設するという事に触れていることでもあります。

つまり、基本条例の制定がゴールではなくて、さらに不断の議会改革を目指すという観点で議会改革推進会議を常設するというこの規定、これは極めて意味のある、重く受けとめなければならないことではないかと思って読ませていただきました。大変大きく評価できると思います。

あとちょっと、条文の各論について会派でのこれまでの議論の経過から申し上げたいことがあります。幾つか触れてまいります。

1つは、議会の権能として、二元代表制を踏まえた中での役割ですね。このことに触れた第3条。特にこの中での(2)ですね。知

事等の事務の執行について、監視及び評価を行うという、ここは極めて重要な指摘、核になると思います。

そういう意味で、この中で、4条に掲げられておるわけでありませんが、運営の中の公平かつ公正の原則ということについて、これは私はちょっと議会事務局の提案者に質問してみたいと思います。公平かつ公正ということはどういうことなのか。二元制の中での我々の議会の役割がしっかり3条で明記され、2項を評価しますけれども、それが公平公正であるべきだという観点が置かれている背景ですね。

私は、そのこととの関連で、1つは、第4条の中に6項までがあるわけですが、これはそれぞれみんな意味のあることで評価しますが、もう1つつけ加えるべき事項として、議会の役職についての基本的な考え方ですね。議長から常任委員会の委員長、さまざまな役職がございますが、この役職についての選考、これが民主的に、そして議会の公平公正な運営のために、しっかりとその選出方法、手法について基本的な原則があっていいのではないかというふうに思います。

例えば議長は、会派の規定もできたのですが、最大会派になるならば、副議長は第2会派であるとか、さらには、常任委員会の委員長を初め各種の役職も1会派による独占は許さない。少数会派等についても配慮するとかという形で、議会の特に少数会派の意見がしっかり公平公正に取り上げられ反映されるような議会運営であるべきという観点からの、私はそういう意味ではこの4条に議会の役職に関する規定があってもいいのではないかというふうに感じました。

そのこととの関連でさらに、第5条の審議の機会の確保の問題であります。

ここで十分な審議を尽くす、十分な審議日程の確保、これは非常に評価できる、私どもも主張してきて受け入れられている、評価できる規定になっていると思いますが、特にこの中で、多数会派、特



に行政執行権の知事との関係で与党会派による多数会派のあり方の問題、その中で、少数会派に対する、先ほど役職の問題で申しあげましたけれども、信義を尽くすという観点で考えるならば、知事との関係で、この与党的な、そうでない立場の会派に対する発言の機会のさらなる回数、時間の保障であるとか、そういう中での少数会派の意見の尊重ですね。そして少数意見の留保というか、絶えずそういう観点での審議のあり方というものを保障するために、この第5条の中でそういったことをもう少し明確に規定できないかということをおもひは感じております。

さらに、第8条の政治倫理の関係で申し上げますと、この基本条例、議会改革の観点で政務活動費の問題に出発している。それだけじゃもちろんありませんよ。大きなきっかけになったことは事実であります。

そういう意味では、この第8条の中に、この政治倫理の規定が一般的な規定になっております。これはしっかりと私たちは議員として、憲法や地方自治法等はもちろんでありますけれども、そういう基本的な規範を踏まえながら、例えば公職選挙法や政治資金規正法等の遵守であるとか、さらには、具体的には政務活動費の適切な運営、執行、こういうことに関するしっかりとした問題意識を政治倫理の規定の中に盛り込むべきではないかということを感じたり、これは私どもの意見として申し上げてきたところでもありますけれども、今、その試案を受けて、そのことを改めて強く感じておる次第です。

次に、第10条の議員定数の関連でありますけれども、ここも一般的な規定にすぎるとは思っておりません。私たちは本県の自然条件及び社会条件等に配慮した県民の意思の十分な反映のための定数の観点が必要だと思っておりますが、同時にもっと基本的には、県民の人口動態、国勢調査等を踏まえた適切な議席の配置ということも極めて重要でありますので、規定の中にそういった観点も少しつ

け加えることを求めておきたい、このように思います。

ちょっと時間の関係で大変恐縮ですが、あと、第5章の知事との関係について、ここも理念的な規定になっておるわけです。特に第16条は。これはこれでいいと思いますが、しかし、17条については、そのこととの関連で、単なる理念規定からもう少し突っ込んで、私どもが審議を尽くすとか、さらには二元代表制のもとでチェック機能をしっかり果たしていくということを重視するならば、17条には、例えば県政に関する知事の説明責任や資料の提供というふうな一般的な規定ではなくて、具体的な県政に対する調査権、県議会として、これは地方自治法上のいろんな規定との関連があるかもしれませんが、明確に県政に対する調査権というものを明記して議会の権能をもう少し明確にすべきである、こういったことを感じます。

最後にしますけれども、5ページの会議の公開の第19条の件であります。

私どもは従来から、県議会の本会議や予算特別委員会等の基本的な会議だけではなくて、さらには、各会派代表者会議等の公開についても、さらには、この基本条例の検討会議もそうでありましたけれども、公開を原則として主張してまいりました。

きょうは、この会議も公開になったことを高く評価したいと思っておりますが、さらに、この公開の原則の徹底ですね。公開というのは、会議を公開するという意味合いで言いますと、単なる会議の出席を認めるということだけではなくて、会議の中身を県民に対して広く知らせていく、そういうことを通して県民の意見を広く求めていく、公開の原則ですね。開かれた議会のあり方の原則でありますけれども、そういう観点に立つならば、私は具体的には、常任委員会はまだインターネット公開されておられませんけれども、常任委員会の公開であるとか、さらには議会広報というものを明確に位置づけて発行していく。その中に県議会の論戦の状況であるとか議決事項なんかを県民に対して周知していくという、そういう機能も含め

た原則公開をさらに具体化するという規定を設けてもいいのではないかと考えたことを感じております。

以上、きょう試案をお伺いして、全体についてまだ論点を整理しながら意見を述べる段階ではありません。会派の内々の会議も必要になりますが、きょうお伺いした観点で、きょうお伺いをした試案の中身に触れて、今日までの私ども会派としての発言をしてまいりましたことに関連しながら意見を申し上げました。

以上です。

渡辺委員長 それでは次に、共産党さん。

火爪委員 ありがとうございます。

これまでの議論の中で、この文章を仕上げる過程の中でもさまざまな積極的な面をつくってきたということは重要だったのではないかなと思います。

この検討会議に各会派代表者会議を構成する全ての会派が参加することになったこと、それから、いろんな経過がありましたけれども、全面公開にきょうから発展させることができるようになったこと、それから、先日の決算特別委員会の中で総括質疑が導入されることになったことなどなど、この検討の過程で既に幾つかの成果を得てきているということはよかったのではないかなと思っています。

それで、これまでずっと54項目について議論をしてきて、さまざまな具体的な論点が出てきたわけですが、菅沢さんのほうからお話がありました。第14条の議会改革推進会議を設置するという事で、この条例を基本にしながら、各論についてはそこで一つ一つ具体化をしていくという形になっているということが、御指摘がありましたけれども、大きな意味があると思います。

条例の整理の仕方も、もっとこれを具体的に入れてほしいということもたくさん浮かびますけど、我慢して、改革推進会議での具体化に譲ることができるようにしたというところが大きな意味かと思っています。

ですので、できるだけ簡潔な条文に仕上げるということと、各論の処理をどうするのかということについてよく考えて仕分けをするということが、議論のとても大事な点なのではないかなと思っています。

その点で、第14条が1つの命だと指摘されたことは本当にそのとおりだと思います。

確認をしておきたいんですが、議会改革推進会議を議員で構成するというふうに書いてありますが、今回のように全ての会派から議員が参加できるようにするということと、それから、この会議は公開であるということは前提中の前提だと思いますので、それについては、確認できればきょう確認を、提案の趣旨について、提案者の意見を確認できればしておきたいと思っています。

設置要綱をつくって決めていくことになるとは思いますが、この点は命ですので、冒頭に確認できればしておきたいなと思っています。

あと、各項目について社民のほうからも意見がありましたので、幾つか質問めいたことも含めて意見を述べていきたいと思っています。

お答えをきょうするか今後するか宿題にするかは委員長にお任せをしますので、そんなつもりで聞いていただければと思います。

まず、第2条に「公平かつ公正」という表現が入っております。それから、同じ言葉が第4条にも入っております。

何が公平で公正なのかということについてはいろいろ解釈の余地があると思うんですが、少なくともこのどちらかの文章の中に少数会派への配慮を含むということを入れたらどうかと思っています。

これは事前のこの会議の中で、第7項目、そのときの第7項目でしたけど、少数会派への配慮を盛り込むべきだということには全会派一致しておりましたので大事かと思っています。

社民党からもお話があったとおり、社民党が言われるような具体的なところまで書くかどうかは別として、それをきちんと担保しておくということが議会の活性化、それから当局のチェック機能の強

化という点で極めて大事だということを申し上げておきたいと思  
います。

それから、順次行きますと、第9条、会派、会派要件です。会派  
を結成することができるということで、自治法の100条14項ですが、  
県議会の場合は、言葉は悪いですが、議会運営委員会から会派の幾  
つかを除外しております。オブザーバーでも結構ですので、今回の  
検討会議を前例として参加の門戸を広げていくべきだと思ってい  
ます。

国政の政党を構成している会派でなくても、この会派に属する  
ということについては当然だと思いますが、確認をしておきたいと思  
っております。

それから、第13条は質問も含めてなんですが、この検討組織のイ  
メージがもう1つはっきり私にはイメージできません。例えば他県  
では、自治法の100条12項の具体化という御説明がありましたけれど  
も、議会での議決は要らずに設置できるということになっているん  
だと思えます。例えばどんなことができるのか説明をいただければ  
ありがたいかなと思っております。

それから19条ですが、議論の中で、ハンディを背負った方も含め  
て誰もが傍聴できるということについては全会派で一致していたと  
思っています。

その議論の過程で、私は障害のある人も含めてということ想定  
して、県の障害者差別禁止条約に関連する条例について触れておい  
たわけでありませう。

いろんなハンディ、誰もがというところに入っているわけであり  
ますが、できれば障害のある人も含めてというふうに書き加えてい  
ただきたいなと思っております。

原則として公開をするというふうに書いてありますので、これは  
各会派代表者会議の公開も含めて、公開の実現につながる条文にな  
ればいいなと思っております。

それから、第20条の広報及び広聴の充実です。

これは学習会の中で、江藤先生から、議会だよりを出していない県はもう2県だけだという紹介がありまして、経費はかかるけれども議会だよりを発行しましょうとか、それから、今社民からもお話がありました常任委員会のインターネット公開、前回の検討小委員会で実現を確認しておるのに実施に移っていないものなど幾つか宿題があると思います。

この広報、広聴の充実について、議会改革推進会議でぜひ公開にさせていただいて、多様な活用の仕方について積極的な検討が行われるということを期待したいと思っております。

21条の請願に関して県民の意見を聴く機会を設けるというふうに入ったことは大変歓迎をしております。以前からずっとこの実現を提案してまいりましたので、今回こういう形で日の目を見るとすれば、大変ありがたいかなと思っております。

とりあえず以上です。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは次に、公明党さん、お願いします。

吉田委員 私のほうからは、この前行われました公開討論会で、会派と議員の役割というところ、第7条に当たるんですけども、ここにおいてしっかり議会を構成する議員、それからまた会派が担っている責務、役割、こういったものを基本条例にしっかりとした文面で明記されたということは非常に評価していきたいというふうに思っております。

また、議員は選挙で選ばれた県民の代表者だということと、当然、県民の負託に応える責務があるということで、政策をともにする議員の集まりである会派についてもしっかり書かれたということは非常によかったなというふうに思っております。

また、資質向上というか、これもしっかり規定されたということも評価したいというふうに思っております。

それから、菅沢議員も言われましたけども、第14条ですね。これはつくったから終わりではなくて、継続的に取り組んでいくというスタートラインだという、こういうところは今回の目玉であろうというふうに私も思っております。非常にこれはよかった言葉だなというふうに思っております。

それから、15条のところにおいて、いろいろ大学との交流だとか、こういったようなものも書かれたということにおいて、これからやっぱり人口減少の流れの中にあって、広域政策の取り組みだとか、あるいは大学の知を活用した今後の産業の育成のあり方だとか、いろんな面からやっぱり、これからの富山県の発展ということを考えてると非常に大事なことじゃないかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、この基本条例というか、非常に議会運営の規範でもあり県政の最終意思決定機関として重要かつ重い責任があるというふうに私も思いますし、他県とは違う富山県らしい規定も盛り込まれたということで非常によかったと思います。

最後に、議会事務局の機能強化ということも、単なる事務的なことだけで終わるんじゃないくて、やはりしっかり二元代表制にふさわしい議会事務局にしていくということになると、議会事務局の機能を強化していくということは非常に大事じゃないかなというふうに思っております。

全体としては非常によかったというふうに私は思っております。

以上です。

渡辺委員長 それでは、会派至誠さん。

杉本委員 今ほど試案の説明をしていただきましたが、非常によくまとまっていると思います。

それで、2点ほど言いますと、第2章の4条の4項で、議会は、質問、質疑に当たっては、県民に対し論点を明確に提示しわかりやすくするように努めると。私もそのとおりだと思うんです。

それで、12条の括弧してあるところに「専門的知見の活用」とあ

るがただ、知見と言ったら、聞いたことはあるけども、一般県民にとっては、知見という言葉はそんなになじみのある言葉じゃないと思うんです。恐らくこれは知識と意見ということだと思うんだけど、先に述べられたように、県民にとってわかりやすくということだから、この題目についても、できればまた検討していただいて、「専門的知見の活用」よりも「専門的知識と意見の活用」ぐらいにしたほうがわかりやすいんじゃないかと思います。

それともう1つ、公明党さんから言われましたが、交流及び連携の推進ということで、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学と交流しという言葉を書いたということは非常にいいことだと公明党さんも言われましたが、私もそのとおりだと思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは次に、県民クラブさん。

笠井委員 この試案をいただいて、委員長及び当局の大変な御努力の上で仕上がったものだと思っております。

ただ、この試案の条文を見ますと、我々が長い時間をかけて論点を整理してきたことをつまんでいけば当てはまることわかるんですけども、この条文から我々が論点項目を整理してきたことが全てわかるかというのと、ちょっと疑問に感じます。というのは、わかりにくいということが1つあります。失礼な言い方ですけど。

ただ、第14条の議会改革推進会議を設置して毎年行動計画の進捗状況を公表するといったことを踏まえると、ほかの条文を見ますと全部こうあるべきだとか、議会と議員がこうあるべきだとか、こうするように努めるだとかという努力義務だったように捉えたんですが、この14条だけはきっちりとした指針であるということがあって、先ほど火爪先生が言われたとおり、これがこの条文の本当に肝に当たるものだと思います。

これを踏まえているんなものをひもといっていけば、例えば緊急事



態への対応ということになりますと、議員の対応すべきことは、災害やいろんなことが起きたときに、議会招集をかけていただいた知事に対して、我々が議案に対してそれを認めるか認めないかという対応しか、本来の目的はそうであると思うんです。

そういうことも含めて、もう少し具体的に我々の役割を書くべきではないかということが1つ。

それと、順番でいけば10条の議員定数なんですが、現在もいろいろ議論になっているところもあれば全く議論になっていないところもあるので、これも議会改革推進会議に諮るように、選挙区でなく選挙区割り、人口動向、それを踏まえて、しっかりともう少し条文を整理する必要があるのかなという思いがあります。

その次に、会議の公開であります。原則公開であります。委員会については報道がなされていないのでありまして、傍聴は認められておりますが、広く県民に知らしめるには、やはり公開して、テレビが無理であれば、せめてインターネット中継だとかをやっていく努力をしていくべきではないかということに記載すべきではないかと思えます。

最後に、事務局の機能強化ということで、我々がいろいろなことを調べたりするときに、財政課と話をしたり各部局とのお話をする中で、どうしてもどちらかのパワーバランスがあって、当局側に押されぎみのことがあるように感じます。

事務局に調査課があるようでありますので、その辺をしっかりと明記して、事務局を通して調査することが我々にとって非常に有利になるような、具現化した状況にしていただけたらなという思いがあります。

以上であります。

渡辺委員長 それでは、無所属の会さん。

海老委員 今回、この試案を見させていただきまして、これまで会議の中で話し合ってきました54項目がしっかりと明記してあるという

ふうにも思っております。

皆さん言われていますけども、第14条に記載されています、今後、この議会改革推進会議の中で、具体的な議会の中でのルール決めだったり、細かいところをまた皆さんとともに決めていければなというふうにも思っております。

1つだけちょっとお聞きしたいんですけども、第6章の第20条に、広報及び広聴の充実というふうに記載されています。ここに広聴と書かれたことの意味合いがどうなのかなというふうにも思いました。

例えばその前の19条の会議等の公開であったり、第21条の県民参加というところでも十分広聴という部分は、広く県民の皆さんの意見は聞くことができるというふうにも思いますし、広報は広報でもっと大事な意味合いがあると思いますので、広報は広報として位置づけてもいいのではないかなというふうにも思いましたので、意見とさせていただきます。

渡辺委員長 どうもありがとうございました。

きょうは皆さんから意見としてお伺いしたということにとどめておきたいと思います。

それで、本日、皆さん方から、この試案につきまして本当に多方面からいろんな意見をいただきました。

次回までに、きょう出ました意見等々を私のほうで国会の法制・議事部門、また総務省の自治行政局、また全国都道府県議長会とも協議をさせていただきまして、再度きょうおっしゃったようなことを取りまとめたいと思いますので、またよろしく願いいたしたいと思います。

宮本委員 委員長、1点だけ。

内容のことよりも、先ほどから試案の説明のときとか発言の中に、「権能」という言葉と「機能」という言葉をお使いになっただけですけども、「権能」という言葉が文字にはあらわれとらんと思っただけいちゃ。必要なんだったらそれを書かなきゃいけないし、機能でい

いのであればそれで統一すればいいと思うので、それもぜひ1点。  
渡辺委員長 わかりました。今いただいた御意見も一度精査をしていただきたいと思います。

それでは、この件についてこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、次に、事務局のほうから10月30日の公開討論会について説明をお願いいたします。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、資料の中に「公開討論会の開催結果について」というA4の1枚ものがございます。

10月30日に県民会館で開催いたしました公開討論会の開催結果についてお示しをしております。

公開討論会に御出席いただきました委員の皆様方には、大変ありがとうございました。

第1部の基調講演は、「地方議会のあり方」ということで、総務省の大臣官房審議官の篠原さんをお願いをいたしました。

第2部につきましては、渡辺委員長のほうから富山県議会が議会改革で取り組んでいることについての報告をさせていただき、その後、議会基本条例について、会派と議員の役割、議会の基本条例が目指す方向性について、内田全国都道府県議会議長会の事務局の次長である内田コーディネーターのもとで公開討論をさせていただきました。

御出席をいただきました委員長初め委員の方々には、大変お疲れさまでございました。

来場者は164名ということで、一般の方が37名、県議会議員が36名、市町村議員の方が30名、議会事務局初め執行部の方、行政関係が61名ということで、議会基本条例、どうしても議会の関係、行政の関係の規定をする骨格の条例でございますので、行政関係者が多かったかなという感じはいたしております。

その中でも、一応アンケートをとりまして、特に一般の方々から

のアンケートでございますけれども、基調講演がわかりやすく大変よかったということ、公開の場で議員自身が丁寧に会派の考え方を述べており、会派の争点や議会の役割などがよくわかったと。

一方で、意見発表で討論、なかなかちょっと時間の関係でそこまで至らなかったのかなという気がしますが、討論になっていなかったということがあると。それから、非常にばらばらな御意見が多かったということで、この後取りまとめることができるのかということもございましたが、これらを踏まえまして、きちっとまた皆様方にお諮りをして対応してまいりたいと思います。

それで、御意見について回答をいただきたいというふうな御希望もございましたので、ホームページ上で御意見を公開しまして、回答するものについては回答したいと思っております。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございます。

今ほどいろいろと説明もございましたけれども、なお、来場者から出されました御意見等の回答につきましては、ぜひ私のほうに一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

火爪委員 よろしいですか、一言だけ。

さまざまな不十分さは否めなかったと思いますが、一つの試みとして開催をしてとてもよかったと思っています。

ただ私も、来場者の皆さんからの御意見等の下から2番目の意見発表で討論になっていないという御意見を何人かから伺いました。

やっぱりあの設定で県議会議員の代表があれだけの人数が出てというのは、討論を闘わずという点では無理な設定だったんだろうと思います。

そういう意味で、私はそういう方々に、最初の試みとしてはとてもよかったと思うけど、公開討論会と表題をつけたのが適切でなかったかもしれないねと。公開シンポジウムとか何かもうちょっと、

討論会と言ったのに討論していないじゃないかと言われれば、それは痛いところなので、表題のつけ方が最初の試みとしてはちょっと適切でなかったかもしれないねというふうにお答えをしておりますので、そんな理解を私たちはしているということで御理解いただきたいと思います。

渡辺委員長 はい、承知しました。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、以上で予定しておりました議題の協議は終わりましたので、これをもって第6回の議会基本条例制定検討会議を閉会といたします。

御苦労さまでございました。